

様式第12号(第66条の3、第67条関係) (表面)

(免許・免許証再交付)申請書
(免許証書替・免許更新)

写真欄 (24mm×30mm)

写真は、申請前6月以内に撮影した上三分身、正面、脱帽のものとし、写真の裏面に氏名を記入し、写真欄のシールを取り、貼り付けること。

帳票種別		①申請の区分		②新規に申請する免許の種類	
840001		1.新規交付2.再交付 3.書替4.更新		新規に免許を申請する者のみ記入すること。 裏面備考8を参照。	
フリガナ		(姓)		(名)	
申請者氏名					
生年月日		明・大・昭・平・令 年 月 日生			
フリガナ					
住所		〒 (-)		電話 ()	
勤務先等		勤務先等		勤務先等	
③氏名(姓をカタカナで記入すること。)		④氏名(名をカタカナで記入すること。)			
⑤郵便番号		⑥生年月日		⑦-1 旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無	
⑧住所地		⑨送付先希望		⑦-2 併記を希望する氏名又は通称	
裏面備考12を参照。		裏面備考10を参照。		裏面備考11を参照。	
フリガナ					
送付先		⑩試験を受けた地域番号		⑪試験年月日	
名称・所在地等		⑫受験番号(右につめて記入すること。)			
⑬新規交付申請試験合格による申請		⑭新規交付申請試験免除による申請		⑮資格取得年月日	
⑯再交付申請		⑰書替申請		⑱更新申請	
⑲免許の種類		⑳交付局		㉑免許証の番号(右につめて記入すること。)	
㉒他の旧様式免許証の有無		㉓個人番号		㉔交付年月日	
㉕氏名イメージ					
クレーン		デリック		揚貨装置	
(玉掛)		特種ボイラー		一ボイラー	
二ボイラー		三ボイラー		四ボイラー	
五ボイラー		六ボイラー		七ボイラー	
八ボイラー		九ボイラー		十ボイラー	
十一ボイラー		十二ボイラー		十三ボイラー	
十四ボイラー		十五ボイラー		十六ボイラー	
十七ボイラー		十八ボイラー		十九ボイラー	
二十ボイラー		二十一ボイラー		二十二ボイラー	
二十三ボイラー		二十四ボイラー		二十五ボイラー	
二十六ボイラー		二十七ボイラー		二十八ボイラー	
二十九ボイラー		三十ボイラー		三十一ボイラー	
三十二ボイラー		三十三ボイラー		三十四ボイラー	
三十五ボイラー		三十六ボイラー		三十七ボイラー	
三十八ボイラー		三十九ボイラー		四十ボイラー	
四十一ボイラー		四十二ボイラー		四十三ボイラー	
四十四ボイラー		四十五ボイラー		四十六ボイラー	
四十七ボイラー		四十八ボイラー		四十九ボイラー	
五十ボイラー		五十一ボイラー		五十二ボイラー	
五十三ボイラー		五十四ボイラー		五十五ボイラー	
五十六ボイラー		五十七ボイラー		五十八ボイラー	
五十九ボイラー		六十ボイラー		六十一ボイラー	
六十二ボイラー		六十三ボイラー		六十四ボイラー	
六十五ボイラー		六十六ボイラー		六十七ボイラー	
六十八ボイラー		六十九ボイラー		七十ボイラー	
七十一ボイラー		七十二ボイラー		七十三ボイラー	
七十四ボイラー		七十五ボイラー		七十六ボイラー	
七十七ボイラー		七十八ボイラー		七十九ボイラー	
八十ボイラー		八十一ボイラー		八十二ボイラー	
八十三ボイラー		八十四ボイラー		八十五ボイラー	
八十六ボイラー		八十七ボイラー		八十八ボイラー	
八十九ボイラー		九十ボイラー		九十一ボイラー	
九十二ボイラー		九十三ボイラー		九十四ボイラー	
九十五ボイラー		九十六ボイラー		九十七ボイラー	
九十八ボイラー		九十九ボイラー		百ボイラー	

(受付印)

労働局長殿

令和 年 月 日

様式第12号(第66条の3、第67条関係) (裏面)

【備考】

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたり、のり付けしたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明瞭に記載すること。
- なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」等と記入すること。
- 4 免許申請の場合は、「申請者氏名」、「生年月日」及び「住所」の欄に記入した事実を証する書面（以下「本人確認証明書」という。）並びに免許を受ける資格を有することを証する書面を添付すること。
- 5 免許証再交付申請の場合は、滅失によるものにあつては本人確認証明書、損傷によるものにあつては従前の免許証を添付すること。
- 6 免許証書替申請の場合は、従前の免許証及び記載事項の異同を証する書面を添付すること。
- 7 免許証更新申請の場合は、従前の免許証及び免許の有効期限の更新を受ける資格を有することを証する書面を添付すること。
- 8 下記の免許種類コード表を参照して記入すること。
- 9 旧姓を使用した氏名又は通称（以下「旧姓等」という。）の併記を希望しない場合は「0」、希望する場合には「2」を記入し、「併記を希望する氏名又は通称」欄に、希望する旧姓等を記入すること。
- 10 下記の住所地・交付局コード一覧を参照して記入すること。
- 11 住所と免許証の送付先が同じ場合は「0」、異なる場合は「1」を記入し、送付先欄に送付先を記入すること。
- 12 免許証の送付先が住所と異なる場合に記入すること。また、⑨送付先希望欄に「1」が記入されていることを確認すること。
- 13 当該免許申請の外に旧様式免許証を所持する者は、「1」を記入し、下記の免許種類コード表を参照して、㊟の下該当する免許欄を○で囲み、所持免許申告欄（別紙）に記入すること。

収入印紙欄（収入印紙は、申請者において消印しないこと。）

収入印紙は、所定事項を全て記入した後に貼り付けること。

収入印紙は、所定事項を全て記入した後に貼り付けること。

(住所地・交付局コード一覧)

北海道…01	栃木…09	石川…17	滋賀…25	岡山…33	佐賀…41
青森…02	群馬…10	福井…18	京都…26	広島…34	長崎…42
岩手…03	埼玉…11	山梨…19	大阪…27	山口…35	熊本…43
宮城…04	千葉…12	長野…20	兵庫…28	徳島…36	大分…44
秋田…05	東京…13	岐阜…21	奈良…29	香川…37	宮崎…45
山形…06	神奈川…14	静岡…22	和歌山…30	愛媛…38	鹿児島…46
福島…07	新潟…15	愛知…23	鳥取…31	高知…39	沖縄…47
茨城…08	富山…16	三重…24	島根…32	福岡…40	

(免許種類コード表)

コード	免許の種類	コード	免許の種類	コード	免許の種類
10	特級ボイラー技士	21	揚貨装置運転士	31	林業架線作業主任者（林業架線技士）
11	一級ボイラー技士	22	デリック運転士	32	専火線免破技士
12	二級ボイラー技士	23	移動式クレーン運転士	33	電気免破技士
13	特別ボイラー溶接士	24	クレーン・デリック運転士 〔床上運転式限定〕（注3）	34	発破技士
14	普通ボイラー溶接士		クレーン運転士 〔床上運転式限定〕（注4）	50	第一種衛生管理者（衛生管理者）
15	ボイラー整備士		クレーン・デリック運転士 〔無限定〕（注5）	51	衛生工学衛生管理者
16	特定第一種圧力容器取扱作業主任者	25	ガス溶接作業主任者（溶接士） （アセチレン溶接主任者）	52	第二種衛生管理者
20	クレーン・デリック運転士 〔クレーン限定〕（注1）			60	高圧室内作業主任者（高圧室管理者）
	クレーン運転士 〔無限定〕（注2）	30		61	潜水士
				70	エックス線作業主任者
				71	ガンマ線透過写真撮影作業主任者

- 注1 取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定し、かつ、クレーンの種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許をいうこと。
- 注2 取り扱うことのできるクレーンの種類を限定しないクレーン運転士免許をいうこと。（平成18年3月31日以前）
- 注3 取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許をいうこと。
- 注4 取り扱うことのできるクレーンの種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン運転士免許をいうこと。（平成18年3月31日以前）
- 注5 取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許をいうこと。

所持免許申告欄

帳票種別 8 4 0 0 2		[この申告欄には、所持している旧様式 この免許証を確認のうえ記入すること。]	
フリガナ		(姓)	(名)
氏名			
旧 様 式 免 許 証	免許の種類	交付局	免許の種類
	(1)	局	(4)
	(2)	局	(5)
	(3)	局	(6)
① 氏名(姓をカタカナで記入すること。)			
② 氏名(名をカタカナで記入すること。)			
③ 生年月日 1. 明治 3. 大正 5. 昭和 元号 年 月 日 数字 ↑ 1～9月は右 ↑ 1～9月は右 ↑ 1～9日は右 ↑			
旧 様 式 免 許 証	④ 免許の種類	⑤ 交付局	⑥ 免許証の番号
	(1)		
	⑦ 交付年月日	年 月 日	昭和
	⑧ 免許の種類	⑨ 交付局	⑩ 免許証の番号
	(2)		
	⑪ 交付年月日	年 月 日	昭和
	⑫ 免許の種類	⑬ 交付局	⑭ 免許証の番号
(3)			
	⑮ 交付年月日	年 月 日	昭和
	⑯ 免許の種類	⑰ 交付局	⑱ 免許証の番号
(4)			
	⑲ 交付年月日	年 月 日	昭和
	⑳ 免許の種類	㉑ 交付局	㉒ 免許証の番号
(5)			
	㉓ 交付年月日	年 月 日	昭和
	㉔ 免許の種類	㉕ 交付局	㉖ 免許証の番号
(6)			
	㉗ 交付年月日	年 月 日	昭和
職員記入欄	㉘ 新免許証番号 申告欄 単独処理 		

【備考】

- 免許の種類コード及び交付局コードは、様式第12号(裏面)の住所地・交付局コード一覧及び免許種類コード表を参照して記入すること。
- 濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「バ」等と記入すること。